若年者就業構造等実態調査の結果

滋賀県では、県内若年者の就業構造の特徴および就労意識の実態を把握することにより、今後の効果 的な若年者雇用対策につなげる基礎資料を得ることを目的にこの調査を実施しました。

1) 調査の実施方法

- (1) 調査期間 平成22年7月~8月
- (2) 調査対象 県内在住の満18歳~39歳までの男女
- (3) 調査方法 ①郵送調査(対象者4,000人 回答者1,448人 回収率36.2%)
 - ②ヤングジョブセンター滋賀の登録者へのWEB調査(回答者87人)
 - ③県内主要駅および商業施設での街頭ヒアリング調査(回答者2,540人)



2 調査結果の主なポイント

- 🚹 若年者の就業率は、男性が 82.6%、女性が 71.1%であり、就業形態別の非正規雇用の割合 は27.9%であった。
- 2 就業している業種では、「製造業」が最も多く、次 いで「医療・福祉」、「サービス業」の順となっ ている。男性では「製造業」が正規、非正規雇 用とも最も多く、正規雇用者の2人に1人、非 正規雇用者の3人に1人が「製造業」に就業し ている。
 - 一方、女性の場合は、正規雇用では「医療、福祉」、 非正規雇用では、「サービス業」が最も多く、性 別により就業している業種に特徴が見られる。
- また、これらの業種のうち、「医療・福祉」では、 転職しても同じ業種へ移動する率は一番高く、「製 造業」・「サービス業」も同様に半数の人が同じ 業種に就業している。
- 4 結婚予定のない独身のうち、男女とも3/4強が「い」 つかは結婚したい」という意向を持っているが、 「結婚したいができない」、「結婚する気はない」 が男女ともにそれぞれ約1割づつを占めており、 少子化への影響が懸念される。※資料1

- 男性では、独身の理由として「経済力がないから」 が最も多く、特に非正規雇用者の70.9%が理由 として掲げており、その多くが親との同居で、 親の収入で生活している状況にある。※資料 2, 資料3
- 🔓 こうしたことから、若年者の正規雇用を進める ことが、若年者の結婚にもつながることがうか がえるが、正規・非正規雇用ともに「賃金水準」 の満足度は低い状況にある。
- 7 さらに、非正規雇用者の69.0%が転職経験があり、 正規雇用を希望する人が過半数を占める一方で、 非正規雇用を望む人が4人に1人を占めている。
- 🔞 多くの若年者は、「きめ細かな求人・求職情報の 提供」や「個別指導法式による就職支援」、「就 職活動に役立つセミナー」といった県の支援策 を期待している。
- すた、特に女性では、非正規雇用の割合とともに、 転職率も高く、無職の理由では「家にいる方が 子どものためによい」、「子育ての負担が大きい」 など子育て関係が上位を占めており、結婚、出産、 子育てが就労に大きな影響を与えていることが 伺える。

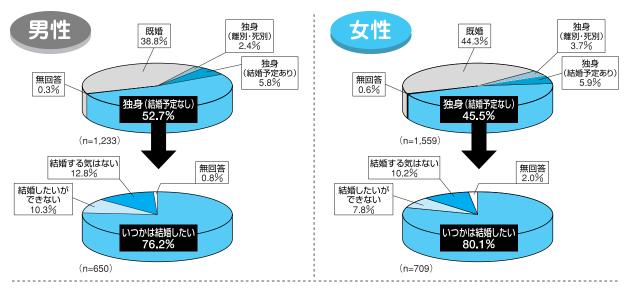
3 調査結果

郵送調査の結果の抜粋を右記に掲載します。 その他、詳細については滋賀県労政能力開発課ホームページ (http://www.pref.shiga.jp/f/rosei/)をご覧ください。



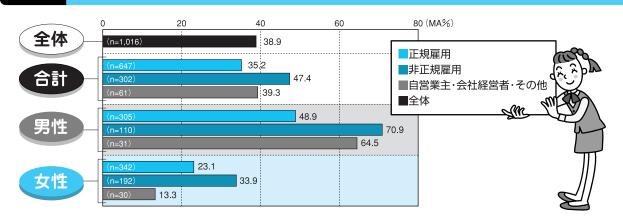
資料1 結婚状況、結婚意向

※就業・未就業問わず



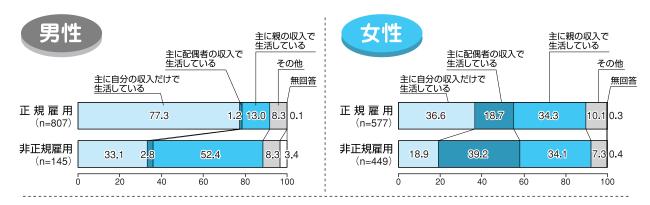
- 結婚予定のない独身の割合は、男女とも半数前後、男性の割合がやや高い。
- ●男女とも、うち3/4強が「いつかは結婚したい」と思っている。

資料2 独身理由として経済力がないからとしたもの(性別·正規·非正規別) ※未就業者も含む



資料3 現在の収入での自立した生活の状況

(n=就業者)



- 男女とも、非正規雇用者は、配偶者もしくは親からの援助により生活を送っている人の割合が高くなっている。 (男性は主に親の収入、女性は配偶者もしくは親の収入により生活)
- 女性の場合、正規雇用でも自分の収入の割合は男性に比べ低く、配偶者や親からの援助により生活している人の割合が高い。

平成22年 労働組合基礎調査の結果

この調査は、県内すべての労働組合を対象に、労働組合数、組合員数等の状況を把握すること を目的として、滋賀県が毎年6月30日現在で実施しています。平成22年6月30日現在、滋賀県 内の単位労働組合における組合数は736組合、組合員数は102,131人となりました。

詳細の結果については、県労政能力開発課ホームページ(http://www.pref.shiga.jp/f/rosei/) に掲載しています。

労働組合数・組合員数の推移

在 加 組合数		組合員数	対前年増減数		対前年増減率		推定
年次	(組合)	(人)	組合数(組合)	組合員数	組合数 (%)	組合員数(%)	組織率 (%)
平成 13 年(2001 年)	766	114,097	1	2,190	▲ 0.1	▲ 1.9	21.4
平成 14 年(2002 年)	756	109,134	1 0	4 ,963	▲ 1.3	▲ 4.3	20.4
平成 15 年(2003 年)	779	106,259	23	▲ 2,875	3.0	▲ 2.6	19.9
平成 16 年(2004 年)	763	102,745	1 6	▲ 3,514	▲ 2.1	▲ 3.3	19.2
平成 17 年(2005 年)	734	100,067	1 29	2 ,678	▲ 3.8	▲ 2.6	18.7
平成 18 年(2006 年)	718	100,176	1 6	109	▲ 2.2	0.1	18.6
平成 19 年(2007 年)	711	99,873	4 7	4 303	1 .0	▲ 0.3	18.3
平成 20 年(2008 年)	715	100,061	4	188	0.6	0.2	18.3
平成 21 年(2009 年)	743	102,088	28	2,027	3.9	2.0	18.4
平成 22 年(2010 年)	736	102,131	4 7	43	▲ 0.9	0.0	19.0

	組合数		組合員数		対前年増減数	
業種	(組合)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	組合数(組合)	組合員数
農業・林業	2	0.3	18	0.0	0	1
建設業	23	3.1	2,808	2.7	1	4 46
製造業	259	35.2	56,866	55.7	0	353
電気・ガス・熱供給・水道業	8	1.1	1,244	1.2	4	▲ 17
情 報 通 信 業	6	0.8	73	0.1	0	12
運輸業・郵便業	78	10.6	3,347	3.3	A 3	▲ 37
卸 売 業 ・ 小 売 業	98	13.3	5,688	5.6	0	281
金融業・保険業	18	2.4	4,943	4.8	1	▲ 622
学術研究・専門・技術サービス業	8	1.1	586	0.6	1	48
宿泊業・飲食サービス業	7	1.0	290	0.3	0	1
生活関連サービス業・娯楽業	6	0.8	1,539	1.5	0	▲ 19
教育 · 学習支援業	50	6.8	5,451	5.3	1	▲ 52
医療 · 福 祉	69	9.4	5,214	5.1	1	225
複合サービス事業	24	3.3	3,643	3.6	0	1
サ ー ビ ス 業	8	1.1	147	0.1	0	11
公務	69	9.4	10,209	10.0	1	▲ 81
分類 不能の産業	3	0.4	65	0.1	0	▲ 10
合 計	736	100.0	102,131	100.0	4 7	43

平成22年 年末一時金要求・妥結状況の結果

この調査は、安定した労使関係確立の基礎資料とするため滋賀県が毎年行っています。平成22年の調査では、滋賀県内の民間労働組合のうち、約30%にあたる189組合を対象として実施し、平成22年12月31日現在で妥結した旨報告のあった122組合(うち、妥結額等不明な組合は除く)について集計しました。

平成22年12月31日現在、全規模・全産業平均の妥結額は503,877円(1.90月)となっており、前年同期に比べ28.282円(0.12月)上回る結果となりました。

詳細の結果については、県労政能力開発課のホームページ(http://www.pref.shiga.jp/f/rosei/)に掲載しています。

	平成 22 年 12 月末日時点(全規模)				前年同期		
	平均賃金(円)	要求額(円)	妥結額(円)	月数(月)	妥結額(円)	月数(月)	
全産業平均	264,752	610,724	503,877	1.90	475,595	1.78	
製造業平均	266,762	620,626	513,980	1.93	475,955	1.76	
非製造業平均	258,320	579,038	471,550	1.83	474,281	1.83	

年末一時金妥結額の推移(全規模、全産業平均) 650,000 595,058 600,000 582,136 567,313 557,255 552,562 541,281 550.000 504,311 503,877 499,724 500,000 475,595 450,000 400,000 平成13年 平成14年 平成15年 平成16年 平成17年 平成18年 平成19年 平成20年 平成21年 平成22年

滋賀労働局における監督指導による賃金不払残業の是正結果等

1 監督指導における賃金不払残業の是正結果

滋賀労働局管内の労働基準監督署が、平成21年4月から平成22年3月までの1年間に割増賃金の支払について労働基準法違反として是正を指導した事案のうち、1企業当り100万円以上の割増賃金が支払われた事案の状況を以下のとおり取りまとめました。

※業種別内訳

 ○是正企業数	12企業
○是正金額	4,556万円
○対象労働者数	740人

	企業数	対象労働者数(人)	是正金額(万円)	
全 産 業	12	740	4,556	
製造業	5	145	1,298	
商業	1	44	776	
金融広告業 1		54	234	
教育研究業 1		323	809	
接客娯楽業	接客娯楽業 4		1,439	

2 監督指導における割増賃金に係る法違反率

滋賀労働局管内の労働基準監督署は、賃金不払残業を含む割増賃金に係る法違反について、平成21年に 112事業場(平成20年255事業場)の事業場に対して指導を行い、違反率は9.8%(平成20年17.5%)でした。

事業主のみなさまへ 滋賀労働局からのお願いです

■ 学生・生徒の採用枠拡大のお願い

新規学校卒業者の就職環境は非常に厳しい状況が続いています。

就職未決定のまま卒業を迎え、フリーターやニートが増加すれば、若年者の問題になることのみならず、 社会生産性の脆弱化など、社会全体の産業基盤をゆるがす大きな問題につながります。

是非、新規学卒者の就業機会の拡大という観点からも採用計画をご検討いただきますとともに、学卒求 人の提出をお願いいたします。

🔁 募集・採用に当たって3年以内既卒者は新卒枠で応募受付を!

「青少年雇用機会確保指針」が改正されました

意欲・能力があるにもかかわらず、厳しい就職環境の時期に当たったため、在学中に就職が決まらず就 職浪人する既卒者が数多い中、こうした人たちに新卒採用の門戸を閉ざすことは、企業にとっても大きな 損失です。

このため、雇用対策法第7条及び第9条に基づき、厚生労働大臣が定めた「青少年の雇用機会の確保等に 関して事業主が適切に対処するための指針」(※)に、新卒採用に当たって、少なくとも卒業後3年間は応募できる ようにすることなどが追加されました。

(※) この指針は、事業主の皆さまが、適切に青少年の募集及び採用を行うことができるよう厚生労働大臣が定めたものです。本 指針に沿って、学校等を卒業後少なくとも3年以内の方は新卒枠での応募受付を行うなど、若者の雇用機会の拡大にご協力 お願いいたします。

◆詳しくは、最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

ハローワーク大津	5 0 7 7 - 5 2 2 - 3 7 7 3	ハローワーク高島	5 0 7 4 0 - 3 2 - 0 0 4 7
自動音声ガイドに従い部門コード「41#」を押して下さい。		ハローワーク長浜	2 0 7 4 9 - 6 2 - 2 0 3 0
ハローワーク彦根	5 0 7 4 9 - 2 2 - 2 5 0 0	ハローワーク東近江	5 0 7 4 8 - 2 2 - 1 0 2 0
ハローワーク甲賀	5 0 7 4 8 - 6 2 - 0 6 5 1	ハローワーク草津	5 0 7 7 - 5 6 2 - 3 7 2 0

全国初

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に向けて



~ 琵琶湖から発信! 父親の笑顔、母親の笑顔、子どもの笑顔が社会を変える! ~

昨今のイクメンムーヴメントを背景に、父親の家事・育児参画、女性が多様な働き方を選択できる社会の実現、働き方 の見直しや、経営戦略としての「ワーク・ライフ・バランス | について考え、新たな展開を図るネットワークの構築を目的に 下記により初の全国フォーラムを開催します。

【日時】平成23年 6月17日(金)·18日(土)·19日(父の日) 【場所】大津プリンスホテルとその周辺

【内容】※詳細および申込方法等については下記までお問い合わせ願います。

講師:小崎恭弘氏(神戸常磐大学准教授) パネルトーク 対談者:小崎恭弘氏(神戸常磐大学准教授)、安藤哲也(ファザーリング・ジャパン代表理事) 「イクメンプロジェクト」「子どもにとって しい 会社 ~ キッズ・フレンドリー企業になろう ~」「"イクメン"が仕事と生活の調和を実現するカキ! 」「日本における男性の育児休業 分科会(予定) はなぜ伸びないのか | 「笑っているママを増やそう! | 「海外のパパ事情と子育て | ほか コーディネーター:山田横浜副市長 登連者:広島県知事、文京区長、佐久市長、龍ヶ崎市長、箕面市長、伊勢市長 ほか ゲスト・嘉田滋賀県知事(全国知事会男女共同参画特別委員会委員長) イクメン首長サミット 仕事と子育ての両立 パパ料理教室、絵本読み聞かせ、ベビーサイン教室、プレパパ講座、大道芸、 滋賀県産間伐材で親子工作、よしもとパパパーク ほか (イクメン) 応援イベント

【主催】NPO法人ファザーリング・ジャパン、ファザーリング・ジャパン関西、 ファザーリング全国フォーラムinしが実行委員会

【共催】滋賀県、大津市、おおつ男性会議

【お問い合わせ先】 ファザーリング・ジャパン事務局 TEL&FAX 050-8884-4252

ファザーリング全国フォーラム

■詳しい内容は

検索

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで 滋賀県商工観光労働部労政能力開発課

〒520-8577 大津市京町4-1-1 TEL077-528-3751 FAX077-528-4873 E-mail fe00@pref.shiga.lg.jp http://www.pref.shiga.jp/

